

日 薬 業 発 第 421 号  
令 和 3 年 1 月 8 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の  
公布等について（健康保険関連法規関係）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布等については、令和3年1月8日付け日薬業発第420号にてお知らせしたところですが、このたび厚生労働省保険局医療課より、健康保険関連法規に関する改正について、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

保険薬局・保険薬剤師に関する改正省令、改正告示の内容につきましては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正の各様式について、押印を求める記載を削除することとなっております。

経過措置として、改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式とみなすこと、また、当分の間、取り繕って使用できることとされております。

貴会におかれましてもご了知いただき、貴会会員への周知方、よろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和2年12月25日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の  
一部を改正する省令等の公布・施行等について

標記につきまして、別紙のとおり、都道府県知事、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長、地方厚生（支）局長、社会保険診療報酬支払基金理事長、健康保険組合連合会長あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

保発 1225 第 8 号  
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事  
全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長  
健康保険組合連合会長  
社会保険診療報酬支払基金理事長  
地方厚生（支）局長

殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の  
一部を改正する省令等の公布等について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。）及び押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 397 号。以下「改正告示」という。）が、本日公布され、同日付けで施行又は適用されたところである。

この改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られたい。都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合への周知徹底をお図りいただくようお願いする。

記

第 1 改正省令及び改正告示の趣旨

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令及び告示において、国民や事業者等に対して押印を求めている以下の手続について、国民や事業者等の押印等を不

要とする改正を行うこと。

## 第2 改正省令の内容（保険局所管省令関係）

### 1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

以下の条項及び様式について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

- ・ 第82条第3項（移送費の支給の申請）
- ・ 第84条第3項（傷病手当金の支給の申請）
- ・ 第87条第4項（出産手当金の支給の申請）
- ・ 第99条第3項（特定疾病の認定の申請）
- ・ 様式第1号（健康保険任意適用申請書）
- ・ 様式第2号（健康保険任意適用取消申請書）
- ・ 様式第3号（健康保険被保険者資格取得届）
- ・ 様式第4号（健康保険被保険者報酬月額算定基礎届）
- ・ 様式第5号（健康保険被保険者報酬月額変更届）
- ・ 様式第6号（健康保険被保険者賞与支払届）
- ・ 様式第7号（健康保険被保険者氏名変更届）
- ・ 様式第18号（健康保険印紙購入通帳）
- ・ 様式第19号（健康保険印紙受払等報告書）

### 2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）

以下の条項及び様式について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

- ・ 第67条第3項（移送費の支給の申請）
- ・ 第69条第3項（傷病手当金の支給の申請）
- ・ 第79条第3項（出産手当金の支給の申請）
- ・ 第88条第3項（特定疾病の認定の申請）
- ・ 様式第3号（船員保険療養補償証明書）

### 3 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）の一部改正（改正省令第10条）

以下の様式について、押印を求める記載を削除すること。

- ・ 様式第1号（表面）（保険医療機関、保険薬局の指定の申請）
- ・ 様式第1号の2（表面）（保険医療機関の指定の変更の申請）

- ・様式第 2 号（表面）（保険医、保険薬剤師の登録の申請）
- 4 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 43 号）の一部改正（改正省令第 20 条関係）  
別記様式（収入印紙を貼付するための書面）について、押印を求める記載を削除すること。
  - 5 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）の一部改正（改正省令第 30 条関係）  
以下の条項について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。
    - ・第 15 条（届書の記載事項等）
    - ・第 27 条の 11 第 3 項（移送費の支給申請）
  - 6 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）の一部改正（改正省令第 112 条関係）  
以下の条項について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。
    - ・第 60 条第 3 項（移送費の支給の申請）
    - ・第 62 条第 3 項（特定疾病認定の申請）
    - ・第 76 条第 2 項（口頭による申請等）

### 第 3 改正告示の内容（保険局所管告示関係）

- 1 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成 18 年厚生労働省告示第 498 号）の一部改正（改正告示第 8 条関係）  
保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の十一の（3）において、患者申出療養の申出書に添付する意見書に関して、押印を求める記載を削除すること。
- 2 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第 7 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成 20 年厚生労働省告示第 126 号）の一部改正（改正告示第 9 条関係）  
以下の様式について、押印を求める記載を削除すること。
  - ・様式第 1（1）（国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、医科・歯科における入院・入院外併用の診療報酬請求書）

- ・様式第1(2) (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、医科における入院外の診療報酬請求書)
- ・様式第1(3) (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、歯科における入院外の診療報酬請求書)
- ・様式第4 (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、調剤報酬請求書)
- ・様式第6 (国民健康保険の被保険者に係るものに限る、医科・歯科の診療報酬請求書)
- ・様式第7 (国民健康保険の被保険者に係るものに限る、調剤報酬請求書)
- ・様式第8 (後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、医科・歯科の診療報酬請求書)
- ・様式第9 (後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、調剤報酬請求書)

3 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第2条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成20年厚生労働省告示第127号)の一部改正(改正告示第10条関係)

以下の様式について、押印を求める記載を削除すること。

- ・様式第1 (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、訪問看護療養費請求書)
- ・様式第2 (国民健康保険の被保険者に係るものに限る、訪問看護療養費請求書)
- ・様式第3 (後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、訪問看護療養費請求書)

第4 施行日又は適用日

令和2年12月25日

第5 経過措置

- (1) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある改正省令及び改正告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正省令及び改正告示による改正後の様式によるものとみなすこと。
- (2) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができること。

○厚生労働省令第二百八号  
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日  
 厚生労働大臣 田村 憲久

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令  
 (健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。  
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
	<p>(移送費の支給の申請)  <b>第八十二条 (略)</b></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(傷病手当金の支給の申請)  <b>第八十四条 (略)</b></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(出産手当金の支給の申請)  <b>第八十七条 (略)</b></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>5・6 (略)</p> <p><b>第九十九条 (略)</b>                      (特定疾病の認定の申請等)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(移送費の支給の申請)  <b>第八十二条 (略)</b></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(傷病手当金の支給の申請)  <b>第八十四条 (略)</b></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(出産手当金の支給の申請)  <b>第八十七条 (略)</b></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>5・6 (略)</p> <p><b>第九十九条 (略)</b>                      (特定疾病の認定の申請等)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p>

様式第一号(第二十一条関係)

(表面)

様式コード		健康保険 厚生年金保険		任意適用申請書	
9	2	9	9		
令和		年	月	日提出	
提出者記入欄	事業所所在地	下記のとおり、別紙同意書を添えて、申請します。 〒 — (フリガナ)			
	事業所名称	(フリガナ)			
	事業主氏名				
	電話番号				
		社会保険労務士記載欄			
		氏名等			
事業所記入欄	①	事業の種類			
	②	被保険者となるべき者の数			
	③	備考			

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

(裏面)

記入方法

①事業の種類 : 健康保険法第3条第3項第1号又は厚生年金保険法第6条第1項第1号の区分に従ってご記入ください。  
※区分は「事業所業態分類票」で確認できます。

②被保険者となるべき者の数 : 被保険者となる条件を満たす従業員の人数を記入してください。

③備考 : この申請と同時に、その事業所について、健康保険組合の設立又は事業所の編入に関する規約変更の認可申請をする場合には、その旨をご記入ください。

備考1: この用紙は、A列4番とすること。

2: 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第二号(第二十二条関係)

(表面)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">様式コード</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9   2   9   9</td> </tr> </table>	様式コード	9   2   9   9	健康保険 厚生年金保険	任意適用取消申請書				
様式コード								
9   2   9   9								
令和 年 月 日提出								
提出者記入欄	事業所整理記号	-						
	事業所所在地	下記のとおり、別紙同意書を添えて、申請します。						
	事業所名称	〒 -						
	事業主氏名							
	電話番号	( )						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">社会保険労務士記載欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名等</td> </tr> </table>							社会保険労務士記載欄	氏名等
社会保険労務士記載欄								
氏名等								
事業所記入欄	①	事業の種類						
	②	被保険者数						
	③	健康保険組合	名称					
			所在地					
		解散するか しないかの別						

(裏面)

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号を記入してください。

事業所整理記号			0	1	-	イ	ロ	ハ
---------	--	--	---	---	---	---	---	---

①事業の種類 : 健康保険法第3条第3項第1号又は厚生年金保険法第6条第1項第1号の区分に従って記入してください。  
※区分は「事業所業態分類票」で確認できます。

②被保険者数 : 被保険者数を記入してください。

③健康保険組合 : 健康保険組合に加入している場合のみ、記入してください。

備考1: この用紙は、A列4番とすること。

2: 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第三号(第二十四条関係)

(表面)

様式コード
2 2 0 0

健康保険 被保険者資格取得届  
 厚生年金保険  
 (兼)厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号	事業所番号
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話番号	( )

社会保険労務士記載欄

氏名等

被保険者1	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種別	1. 男 5. 男(基金) 2. 女 6. 女(基金) 3. 坑内員 7. 坑内員(基金)	
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 [基礎年金番号]	⑦ 取得(該当)年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊧) 円 ㊨(現物) 円	⑩ 備考					
	⑪ 住所	〒						

被保険者2	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種別	1. 男 5. 男(基金) 2. 女 6. 女(基金) 3. 坑内員 7. 坑内員(基金)	
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 [基礎年金番号]	⑦ 取得(該当)年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊧) 円 ㊨(現物) 円	⑩ 備考					
	⑪ 住所	〒						

被保険者3	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種別	1. 男 5. 男(基金) 2. 女 6. 女(基金) 3. 坑内員 7. 坑内員(基金)	
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 [基礎年金番号]	⑦ 取得(該当)年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊧) 円 ㊨(現物) 円	⑩ 備考					
	⑪ 住所	〒						

被保険者4	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種別	1. 男 5. 男(基金) 2. 女 6. 女(基金) 3. 坑内員 7. 坑内員(基金)	
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 [基礎年金番号]	⑦ 取得(該当)年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊧) 円 ㊨(現物) 円	⑩ 備考					
	⑪ 住所	〒						

(裏面)

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理記号	0	1	—	イ	ロ	ハ	事業所番号	1	2	3	4	5
---------	---	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---

①被保険者整理番号 : 提出順に被保険者整理番号を払い出しますので、記入する必要はありません。

②氏名 : 氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。

③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

⑤ 昭和	年	月	日
7. 平成	6	3	0
9. 令和			

④種別 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

	男子	女子	坑内員
一般(基金未加入)	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

⑤取得区分 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

1. 健保・厚年	健康保険・厚生年金保険の被保険者となったとき(船員保険適用者を除く)
3. 共済出向	共済組合から公庫等へ出向した職員であるとき
4. 船保任継	船員任意継続被保険者であるとき

⑥個人番号(基礎年金番号) : 本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、必ず個人番号を記入してください。

⑦取得(該当)年月日 : 適用事業所に使用されるに至った日(事実上の使用関係が発生した日)、(70歳以上被用者該当届としての提出の場合は、70歳以上被用者に該当した日)、その使用される事業所が適用事業所となった日等を記入してください。

⑧被扶養者 : 健康保険の被扶養者がある場合は「1. 有」を、ない場合は「0. 無」を○で囲んでください。

「1. 有」の場合は『被扶養者(異動)届』の届出が別途必要です。

⑨報酬月額 : 「○(通貨)」は給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われる全ての合計金額を記入してください。

※1 臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。

※2 週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額を記入してください。

※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額を記入してください。

「○(現物)」は、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。

現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。

⑩備考 : 必要に応じて記入してください。

⑪住所 : 住所を記入してください。

※日本年金機構に提出する際「⑥個人番号」欄に個人番号を記入した場合、住所記入は不要です。

※健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、住所の記入は不要です。

備考1: この用紙は、A列4番とすること。

2: 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第四号(第二十五条関係)

(表面)

様式第四号から様式第七号までを次のように改める。

様式コード 2   2   2   5	令和 年 月 日 提出	健康保険 厚生年金保険 (兼)厚生年金保険	被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届
提出者記入欄	事業所整理記号	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 -	
	事業所所在地		
	事業所名称		
	事業主氏名		
電話番号	( )	社会保険労務士記載欄 氏名等	

  

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 適用年月	⑦ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ		
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額		
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑪ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		
		⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 平均額		
					⑮ 修正平均額		
					⑯ 備考		
1	①	②	③	④	⑦		
	⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月	1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額 月	⑩
	⑨ 支給月 4月	⑩ 日数 日	⑪ 通貨 円	⑫ 現物 円	⑬ 合計(⑪+⑫) 円	⑭ 総計 円	⑮
	5月	日	円	円	円	円	円
6月	日	円	円	円	円	円	
2	①	②	③	④	⑦		
	⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月	1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額 月	⑩
	⑨ 支給月 4月	⑩ 日数 日	⑪ 通貨 円	⑫ 現物 円	⑬ 合計(⑪+⑫) 円	⑭ 総計 円	⑮
	5月	日	円	円	円	円	円
6月	日	円	円	円	円	円	
3	①	②	③	④	⑦		
	⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月	1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額 月	⑩
	⑨ 支給月 4月	⑩ 日数 日	⑪ 通貨 円	⑫ 現物 円	⑬ 合計(⑪+⑫) 円	⑭ 総計 円	⑮
	5月	日	円	円	円	円	円
6月	日	円	円	円	円	円	
4	①	②	③	④	⑦		
	⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月	1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額 月	⑩
	⑨ 支給月 4月	⑩ 日数 日	⑪ 通貨 円	⑫ 現物 円	⑬ 合計(⑪+⑫) 円	⑭ 総計 円	⑮
	5月	日	円	円	円	円	円
6月	日	円	円	円	円	円	
5	①	②	③	④	⑦		
	⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月	1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額 月	⑩
	⑨ 支給月 4月	⑩ 日数 日	⑪ 通貨 円	⑫ 現物 円	⑬ 合計(⑪+⑫) 円	⑭ 総計 円	⑮
	5月	日	円	円	円	円	円
6月	日	円	円	円	円	円	







様式第六号(第二十七条関係)

(表面)

様式コード
2 2 6 5

健康保険 被保険者賞与支払届  
 厚生年金保険  
 (兼)厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号	
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話番号	( )

社会保険労務士記載欄
氏名等

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	⑦ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
	④ 賞与支払年月日	⑤ 賞与支払額	⑥ 賞与額(千円未満は切捨て)	⑧ 備考

共通	④ 賞与支払年月日(共通)	9. 令和 年 月 日
----	---------------	-------------

1	①	②	③	⑦	⑧
	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	⑤ (通貨) 円	⑥ (現物) 円	⑥ (合計⑤+⑥)千円未満は切捨て ,000円	
2	①	②	③	⑦	⑧
	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	⑤ (通貨) 円	⑥ (現物) 円	⑥ (合計⑤+⑥)千円未満は切捨て ,000円	
3	①	②	③	⑦	⑧
	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	⑤ (通貨) 円	⑥ (現物) 円	⑥ (合計⑤+⑥)千円未満は切捨て ,000円	
4	①	②	③	⑦	⑧
	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	⑤ (通貨) 円	⑥ (現物) 円	⑥ (合計⑤+⑥)千円未満は切捨て ,000円	
5	①	②	③	⑦	⑧
	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	⑤ (通貨) 円	⑥ (現物) 円	⑥ (合計⑤+⑥)千円未満は切捨て ,000円	
6	①	②	③	⑦	⑧
	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	⑤ (通貨) 円	⑥ (現物) 円	⑥ (合計⑤+⑥)千円未満は切捨て ,000円	
7	①	②	③	⑦	⑧
	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	⑤ (通貨) 円	⑥ (現物) 円	⑥ (合計⑤+⑥)千円未満は切捨て ,000円	
8	①	②	③	⑦	⑧
	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	⑤ (通貨) 円	⑥ (現物) 円	⑥ (合計⑤+⑥)千円未満は切捨て ,000円	
9	①	②	③	⑦	⑧
	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	⑤ (通貨) 円	⑥ (現物) 円	⑥ (合計⑤+⑥)千円未満は切捨て ,000円	
10	①	②	③	⑦	⑧
	④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	⑤ (通貨) 円	⑥ (現物) 円	⑥ (合計⑤+⑥)千円未満は切捨て ,000円	



様式第七号(第二十八条関係)

様式コード	2	2	0	0	7
届書コード	2	0	0	7	
	届書				

健康保険 被保険者氏名変更届  
厚生年金保険

① 事業所整理記号	② 被保険者整理番号		③ 個人番号(又は基礎年金番号)			④ 生年月日		⑤ 種別 (性別)	
	※					明. 1 3   年   月   日 大. 5 7         昭. 9         平.         令.	1. 2. 3. 5. 6. 7.		
⑤ 被保険者の氏名 (変更後)		(氏) (フリガナ)	(名)	変更前の氏名	(氏)	(名)	⑥ 健康保険被 保険者証不要 ※ 要 0 不要 1		送 信
事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電 話		届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 _____ ( 局 ) 番							

令和 年 月 日 提出

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。  
◎「※」印欄は記入しないでください。

社会保険労務士記載欄
氏名等

## 【記入の方法】

1. ③は、本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

2. ④の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、例えば、昭和32年2月7日生まれの場合は、

「	明	1	年	月	日	」
	大	3				
	昭	5				
	平	7				
	令	9				

のように記入してください。

3. ⑤は、被保険者が坑内員以外の男子であるときは「1」を、女子であるときは「2」を、坑内員であるときは「3」を○印で囲んでください。ただし、厚生年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子であるときは「5」を、女子であるときは「6」を、坑内員であるときは「7」を○印で囲んでください。

4. ⑥の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入してください。

5. ⑦は、被保険者整理番号又は年金手帳の基礎年金番号の通知をまだ受けていないときは、その旨を記入してください。

6. 本手続は電子申請による届出も可能です。  
なお、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び厚生年金保険においては、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

様式第十八号を次のように改める。  
様式第十八号(第百四十五条関係)

(表 紙)

健康保険印紙購入通帳	
交付年月日	令和 年 月 日
事業所名称	所在地
事業主氏名	
交付年金事務所名	印

事業所番号	
-------	--

購入年月日	印紙の種類	購入枚数	金額	健康保険印紙販売機関名及び取扱者印
令和 年 月 日	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	計	枚	円	㊟
令和 年 月 日	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	計	枚	円	㊟
令和 年 月 日	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	計	枚	円	㊟
令和 年 月 日	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	計	枚	円	㊟

(一ページから五ページまで)

(六)シ

購入年月日	印紙の種類	購入枚数	金額	健康保険印紙販売機関名及び取扱者印
令和 年 月 日	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	計	枚	円	①
令和 年 月 日	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	計	枚	円	①
令和 年 月 日	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	計	枚	円	①
買戻請求理由	印紙の種類	買戻請求枚数	金額	
より右の印紙の買戻を請求します。 令和 年 月 日 令和 年 月 日 事業主 氏名	級( )円)	枚	円	買戻の請求理由は、健康保険法施行規則に該当することを確認します。 令和 年 月 日 年金事務所長 氏名
	級( )円)	枚	円	
	級( )円)	枚	円	
	計	枚	円	
				①

## 注 意 事 項

(裏表紙)

- 1 事業主は、健康保険印紙を購入する際には、この通帳の該当欄に、購入する印紙の種類、枚数、金額及び購入年月日を記入し、健康保険印紙販売機関に提出してください。
- 2 事業主は、その保有する印紙の買戻しを請求しようとするときは、あらかじめ年金事務所長の確認を受け、健康保険印紙販売機関に申し出てください。
- 3 事業主は、事業所ごとに日雇特例被保険者の保険料納付(健康保険印紙の貼り付け及び現金による保険料の納付)に関する帳簿を備え付け、保険料納付の都度、記帳しなければなりません。
- 4 事業主は、一月間の保険料納付の状況を翌月末日までに年金事務所長に所定の様式により報告しなければなりません。また、健康保険組合に加入している事業主は、併せてその健康保険組合に報告しなければなりません。

備考 この通帳の大きさは、B列6番とする。



様式第十九号(2)(第百四十九条関係)

健康保険印紙受払等報告書(介護保険第2号被保険者該当者用)

印刷紙帳番入号		事業所整理記号		事業の種類		健康保険等		名称		健康保険等									
事業所整理記号		事業の種類		健康保険等															
事業所整理記号		健康保険等		健康保険等		健康保険等		健康保険等		健康保険等		健康保険等		健康保険等		健康保険等		健康保険等	
事業所整理記号		健康保険等		健康保険等		健康保険等		健康保険等		健康保険等		健康保険等		健康保険等		健康保険等		健康保険等	
適用除外		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3,500円未満(第1級)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3,500円以上5,000円未満(第2級)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5,000円以上6,500円未満(第3級)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
6,500円以上8,000円未満(第4級)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
8,000円以上9,500円未満(第5級)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
9,500円以上12,000円未満(第6級)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
12,000円以上14,500円未満(第7級)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
14,500円以上17,000円未満(第8級)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17,000円以上19,500円未満(第9級)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
19,500円以上23,000円未満(第10級)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
23,000円以上(第11級)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
本月中に日雇特別被保険者に支払った賞金総額																			

この報告は、事実と相違ありません。  
 令和 年 月 日  
 年金事務所長殿

事業所名称  
 所在地  
 事業主の氏名  
 電話番号

(注) 健康保険組合等の名称・保険者番号は、加入している健康保険組合等の本部の名称・保険者番号を記入すること。  
 本手続は電子申請による報告も可能であること。なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本報告書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本報告書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができること。  
 備考 この用紙の大きさは、A4用紙とする。

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(移送費の支給の申請)</p> <p>第六十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(傷病手当金の支給の申請)</p> <p>第六十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(出産手当金の支給の申請)</p> <p>第七十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定疾病の認定の申請等)</p> <p>第八十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(移送費の支給の申請)</p> <p>第六十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(傷病手当金の支給の申請)</p> <p>第六十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(出産手当金の支給の申請)</p> <p>第七十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定疾病の認定の申請等)</p> <p>第八十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p>

様式第三号(第四十三条関係)

様式第三号を次のように改める。

船員保険療養補償証明書(下船後の療養補償)					
本 人	記号・番号	(枝番)		職務の種類	
	氏 名			生 年 月 日	明・大・昭 平・令 年 月 日
	被保険者資格取得 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	令和	雇 入 年 月 日	昭 和 平 成 令 和 年 月 日
乗 組 船 舶	船 舶 名			総 ト ン 数	
傷病・事故発 生の日時及 び 場 所	日 時	令和 年 月 日	午前	時	分頃
	場 所				
傷 病	1 疾 病	部 位			
	2 負 傷	及 び 症 状			
船員法第二項該当 第八十九条	下船の場所 及び年月日	下 船 港			
		下船年月日	令和 年 月 日	下 船 後 三 月 満 了 年 月 日	令和 年 月 日
負傷原因記入欄(負傷の場合は記入してください)					

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

船 舶 所 有 者	住所又は所在地 氏名又は名称
[ 船 長	住所又は所在地 氏名又は名称
又は	
保 險 者	所 在 地 名 称

備考 この用紙は、A列4番とすること。

(医療法施行規則等の一部改正)  
第十条 次に掲げる省令の規定中「三」を削る。

- 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号) 附則様式第一、附則様式第二、附則様式第四、附則様式第五、附則様式第七、附則様式第八、別記様式第一の三及び別記様式第一の四
- 狂犬病予防法施行規則(昭和二十五年厚生省令第五十二号) 別記様式第四
- 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十一年厚生省令第十三号) 様式第一号(表面)、様式第一号の二(表面)及び様式第二号(表面)
- 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則(平成五年厚生省令第四十三号) 別記様式第一
- 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号) 様式第一号及び様式第二号
- 厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則(平成二十年厚生労働省令百五十三号) 様式第一から様式第八まで
- 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号) 様式第一から様式第五(第一面)まで、様式第七から様式第十二(第一面)まで及び様式第十三(死体解剖保存法施行規則の一部改正)

第十一条 死体解剖保存法施行規則(昭和二十四年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。  
第一号書式から第三号書式までの書式中「印」を削る。  
第四号書式を次のように改める。

第四号書式

死体解剖資格認定申請書

住所

氏名

年 月 日 生

一 医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号

二 主として行おうとする解剖の種類(系統、病理、法医学の別)

三 主として行おうとする場所

四 罰金以上の刑に処せられたことの有無(あるときはその罪及び刑)

右により資格を認定されたい。

年 月 日

印 取 入  
紙

氏名

厚生労働大臣 殿

第五号書式中「印」を削る。  
第六号様式を次のように改める。

第六号書式

解剖用死体(死胎)交付申請書

一 死者の氏名、性別及び年令(死胎の場合は、父母の氏名、性別及び妊娠月数)

二 死亡の年月日時(死胎の場合は、分、年、月日時)

三 解剖の目的

四 埋葬又は火葬の予定場所

右により死体(死胎)を交付されたい。

年 月 日

〇〇医科大学(〇〇大学医学部) 長

氏名

市町村長 殿

改正後	改正前
<p>別記第三十四号様式から別記第四十一号様式までの様式中〔㉞〕を削る。        (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律により増額される障害年金及び遺族年金の額の改定に関する省令及び社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部改正)  <b>第二十條</b> 次に掲げる省令の規定中〔㉞〕を削る。        一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律により増額される障害年金及び遺族年金の額の改定に関する省令(昭和二十八年厚生省令第四十号) 別記様式        二 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十三号) 別記様式        (未帰還者留守家族等援護法施行規則の一部改正)  <b>第二十一條</b> 未帰還者留守家族等援護法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。        次の表のように改正する。</p>	<p>別記第三十四号様式から別記第四十一号様式までの様式中〔㉞〕を削る。        (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律により増額される障害年金及び遺族年金の額の改定に関する省令及び社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部改正)  <b>第二十條</b> 次に掲げる省令の規定中〔㉞〕を削る。        一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律により増額される障害年金及び遺族年金の額の改定に関する省令(昭和二十八年厚生省令第四十号) 別記様式        二 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十三号) 別記様式        (未帰還者留守家族等援護法施行規則の一部改正)  <b>第二十一條</b> 未帰還者留守家族等援護法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。        次の表のように改正する。</p>
<p>(フレキシブルディスクによる手続)  <b>第二十一條</b> (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続)  <b>第二十一條</b> (略)</p>
<p>2  第一条第二項に規定する様式第二号による申請者選定届の提出については、被選人の氏名、未帰還者との続柄及び住所を記録したフレキシブルディスク並びに届出の趣旨及びその年月日並びに被選人及び当該被選人によつて留守家族手当の支給を受けようとする留守家族全員(以下この項において「被選人等」という。)の住所及び未帰還者との続柄を記載した書類を提出することによつて行うことができる。</p>	<p>2  前項に規定する申請者又は届出者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。</p>
<p>3  (略)</p>	<p>3  第一条第二項に規定する様式第二号による申請者選定届の提出については、被選人の氏名、未帰還者との続柄及び住所を記録したフレキシブルディスク並びに届出の趣旨及びその年月日並びに被選人及び当該被選人によつて留守家族手当の支給を受けようとする留守家族全員(以下この項において「被選人等」という。)の住所及び未帰還者との続柄を記載することともに、被選人等が署名し、かつ、押印した書類を提出することによつて行うことができる。</p>
<p>3  (略)</p>	<p>4  (略)</p>
<p>(フレキシブルディスクの構造)  <b>第二十二條</b> 前条第一項及び第二項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。        (フレキシブルディスクへの記録方式)  <b>第二十三條</b> 第二十一條第一項及び第二項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。        一・二 (略)        (フレキシブルディスクに貼り付ける書面)  <b>第二十四條</b> 第二十一條第一項及び第二項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。        一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)  <b>第二十二條</b> 前条第一項及び第三項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。        (フレキシブルディスクへの記録方式)  <b>第二十三條</b> 第二十一條第一項及び第三項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。        一・二 (略)        (フレキシブルディスクに貼り付ける書面)  <b>第二十四條</b> 第二十一條第一項及び第三項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。        一・二 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

(国民健康保険法施行規則の一部改正)  
第三十条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(届書の記載事項等)</p> <p><b>第十五条</b> 第二条から第五条の二まで、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第八条から第十三条までの届書には、届出人の氏名、住所、個人番号及び届出年月日を記載しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(移送費の支給申請)</p> <p><b>第二十七条の十一</b> (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日及び氏名を記載しなければならない。</p>	<p>(届書の記載事項等)</p> <p><b>第十五条</b> 第二条から第五条の二まで、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第八条から第十三条までの届書には、届出人の氏名、住所、個人番号及び届出年月日を記載しなければならない。ただし、第二条及び第三条の届書には、その世帯に被保険者の資格を取得している者がいない場合にあつては、届出人の住所、個人番号及び届出年月日を記載し、記名押印又は署名しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(移送費の支給申請)</p> <p><b>第二十七条の十一</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。</p>

(未帰還者に関する特別措置法施行規則の一部改正)  
第三十一条 未帰還者に関する特別措置法施行規則(昭和三十四年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p><b>第四条</b> (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p><b>第五条</b> 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p><b>第六条</b> 第四条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p><b>第七条</b> 第四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p><b>第四条</b> (略)</p> <p>2 前項に規定する請求者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p><b>第五条</b> 前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p><b>第六条</b> 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p><b>第七条</b> 第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則の一部改正)  
**第百十一条** 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第九十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(提出書類の記載事項) <b>第二条</b> 前条第一項及び第二項の書類には、提出の年月日を記載しなければならない。	(提出書類の記載事項) <b>第二条</b> 前条第一項及び第二項の書類には、提出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

**第百十二条** 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(移送費の支給の申請) <b>第六十条</b> (略) 2 (略) 3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。 4 (略) (特定疾病認定の申請等) <b>第六十二条</b> (略) 2 (略) 3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。 4 9 (略) (口頭による申請等) <b>第七十六条</b> (略) 2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書又は届書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、氏名を記載しなければならない。	(移送費の支給の申請) <b>第六十条</b> (略) 2 (略) 3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならない。 4 (略) (特定疾病認定の申請等) <b>第六十二条</b> (略) 2 (略) 3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならない。 4 9 (略) (口頭による申請等) <b>第七十六条</b> (略) 2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書又は届書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに記名押印又は署名しなければならない。

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

**第百十三条** 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

(ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則の一部改正)  
 第百三十三条 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則(令和元年厚生労働省令第七十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(補償金の請求)</p> <p><b>第四条 (略)</b></p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(支払未済の補償金の申出)</p> <p><b>第五条 (略)</b></p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p>	<p>(補償金の請求)</p> <p><b>第四条 (略)</b></p> <p>2 前項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印するとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(支払未済の補償金の申出)</p> <p><b>第五条 (略)</b></p> <p>2 前項の申出書には、申出をしようとする者が署名又は記名押印するとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p>

附則

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

**第三条** 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第五十号)の一部を次のように改正する。

注意

- 1 ①及び②の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 2 ①から④までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入してください。
- 3 ⑤の欄の「監護等」とは、請求者が母である場合には監護すること、請求者が父である場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、請求者が養育者である場合には養育することをいいます。
- 4 ⑥の欄は、児童の状況について、次に掲げる場合のうち該当する文字を○で囲んでください。
  - イ 父が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)を解消した。
  - ロ 父が死した。
  - ハ 父が養育の状態にある。
  - ニ 父の生死が明らかでない。
  - ホ 父が児童を引き続き1年以上拘禁されている。
  - ヘ 父が児童を引き続き1年以上拘禁されている。
  - ト 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
  - チ 母が死した。
  - リ 母が養育の状態にある。
  - ツ 母が児童を引き続き1年以上拘禁されている。
  - テ 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
  - ト 養育などについて父母がいかならないか明らかでない。
- イ 父が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)を解消した。
- ロ 父が死した。
- ハ 父が養育の状態にある。
- ニ 父の生死が明らかでない。
- ホ 父が児童を引き続き1年以上拘禁されている。
- ヘ 父が児童を引き続き1年以上拘禁されている。
- ト 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
- チ 母が死した。
- リ 母が養育の状態にある。
- ツ 母が児童を引き続き1年以上拘禁されている。
- テ 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
- ト 養育などについて父母がいかならないか明らかでない。

(裏面)

告示

○厚生労働省告示第三百九十七号

労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示

第一条 次に掲げる告示の規定中「㊸」を削る。

- 一 国立感染症研究所試験検査依頼規程(昭和三十五年厚生省告示第八十二号)別記様式
  - 二 国立感染症研究所製剤品交付規程(昭和三十五年厚生省告示第八十三号)別記様式
  - 三 国立医薬品食品衛生研究所試験検査依頼規程(昭和三十五年厚生省告示第八十四号)別記様式第一から別記様式第三まで
- (労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件)の一部改正
- 第二条 労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件(昭和三十五年労働省告示第十号)の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 田村 憲久

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類の一部改正)  
 第七条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類(平成十六年厚生労働省告示第三百三十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十九条第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。以下同じ。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 代理人が届出を行う場合にあつては、規則第二十九条第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 本人及び代理人に係る一又は二に規定する書類及び委任状</p> <p>ロ 本人に係る一又は二に規定する書類及び委任状</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十九条第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。以下同じ。)並びに届出書に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 代理人が届出を行う場合にあつては、規則第二十九条第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 本人及び代理人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状(本人が署名又は記名押印したものに限る。)</p> <p>ロ 本人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状(本人が記名押印したものに限り)及び当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限り。)</p>

(保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部改正)  
 第八条 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 十 (略)</p> <p>十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医の氏名を記載すること。</p>	<p>一 十 (略)</p> <p>十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医において、記名及び押印をすること。</p>

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正)  
 第九条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成二十年厚生労働省告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
 様式第一及び様式第四中「四」を削る。

令和 年 月 分

診療報酬請求書(医科・歯科)

保 険 者

医療機関  
コード

(別 記) 殿  
下記のとおり請求する。  
令和 年 月 日

保険医療機関の  
所在地及び名称  
開設者氏名

国民健康保険

			療 養 の 給 付				食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			
			件 数	診 療 実 日 数	点 数	一 部 負 担 金	件 数	回 数	金 額	標 準 負 担 額
一 般 ( 七 〇 歳 以 上 )	請 求	入 院				円			円	円
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
一 般 ( 七 〇 歳 以 上 ) ( 七 割 )	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
一 般 被 保 険 者	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
一 般 ( 六 歳 )	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
退 職 ( 本 人 )	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
退 職 ( 被 扶 養 者 )	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
退 職 ( 六 歳 )	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第六

様式第六を次のように改める。

医療機関  
コード

公費負担医療

		療養の給付				食事療養・生活療養			
		件数	診療実日数	点数	一部負担金	件数	回数	金額	標準負担額 (公費分)
請 求	入院				円			円	円
	入院外					/	/	/	/
※ 決 定	入院								
	入院外					/	/	/	/
請 求	入院								
	入院外					/	/	/	/
※ 決 定	入院								
	入院外					/	/	/	/

備 考

※高額療養費	一般被保険者	件数		退職者	件数	
		金額	円		金額	円

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

令和 年 月分

調剤報酬請求書

保 險 者

(別 記) 殿

薬局コード

下記のとおり請求する。

保 険 薬 局 の  
所在地及び名称  
開設者氏名

令和 年 月 日

様式第七  
様式第七を次のように改める。

		件数	処方せん 受付回数	点 数	一部負担金	備考	
国民健康保険	一般被保険者 (70歳以上一般・ 低所得)	請求					
		※決定					
	一般被保険者 (70歳以上7割)	請求					
		※決定					
	一般被保険者	請求					
		※決定					
	一般被保険者 (6歳)	請求					
		※決定					
	退職者	本人	請求				
			※決定				
		被扶養者	請求				
			※決定				
6歳		請求					
		※決定					

公費負担医療		請求				
		※決定				
		請求				
		※決定				
		請求				
		※決定				

※高額療養費	一般被保険者	件数		退職者	件数	
		金額			金額	

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

令和 年 月 分

診療報酬請求書 (医科・歯科)

各広域連合 殿

医療機関  
コード

下記のとおり請求する。  
令和 年 月 日

保険医療機関の  
所在地及び名称  
開設者氏名

後期高齢者医療

		療 養 の 給 付				食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			
		件 数	診 療 実 日 数	点 数	一 部 負 担 金	件 数	回 数	金 額	標 準 負 担 額
後 期 割 高 齢	請 求	入 院			円			円	円
		入 院 外							
	※ 決 定	入 院							
		入 院 外							
後 七 期 割 高 齢	請 求	入 院							
		入 院 外							
	※ 決 定	入 院							
		入 院 外							

公費負担医療

		療 養 の 給 付				食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			
		件 数	診 療 実 日 数	点 数	一 部 負 担 金	件 数	回 数	金 額	標 準 負 担 額 (公費分)
	請 求	入 院			円			円	円
		入 院 外							
	※ 決 定	入 院							
		入 院 外							
	請 求	入 院							
		入 院 外							
※ 決 定	入 院								
	入 院 外								

備 考

※高額療養費	件数	
	金額	円

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第八  
様式第八を次のように改める。

令和 年 月分 調剤報酬請求書

保 険 者

各広域連合 殿

薬局コード

下記のとおり請求する。

保 険 薬 局 の  
所在地及び名称  
開設者氏名

令和 年 月 日

様式第九  
様式第九を次のように改める。

		件 数	処方せん 受付回数	点 数	一部負担金	備考
後期 高齢者 医療	後期高齢 9 割	請 求				
		※決定				
	後期高齢 7 割	請 求				
		※決定				
公費 負担 医療		請 求				
		※決定				
		請 求				
		※決定				
		請 求				
		※決定				

※高額療養費	件数	
	金額	円

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

(第2面)

○氏名〔 〕の「期間、会社名・所属・職名」欄及び「職務の内容」欄について確認しました。

・会社名:

・所在地:

(期間ごとに確認する場合)

No.1について : 役職・氏名( )

No.2について : 役職・氏名( )

No.3について : 役職・氏名( )

No.4について : 役職・氏名( )

No.5について : 役職・氏名( )

No.6について : 役職・氏名( )

(同一者が全ての期間について確認できる場合)

役職・氏名( )

(注意事項)

- 原則として、会社ごとに記入してください。  
なお、「期間、会社名・所属・職名」欄及び「職務の内容」欄に係る会社の確認を行わない場合等は、1枚のシートに複数社の職務経歴を記入して差し支えありません。
- 本シートは、キャリア・プランシート作成時の資料、求職時の応募書類等として活用します。
- 「期間、会社名・所属・職名」欄、「職務の内容」欄及び「職務の中で学んだこと、得られた知識・技能等」欄は、本人が記入します。なお、本シートは応募書類として社外にて活用する場合があることに留意して記入してください。
- 「職務の内容」欄には、本人が従事した職務の内容とともに、可能な限り、果たした役割、貢献したこと等を記入してください。
- 所属又は職務の内容が変更されるごとに記入しますが、複数の所属の内容をまとめて記入してもかまいません。
- 会社が、「期間、会社名・所属・職名」欄及び「職務の内容」欄の内容を確認した場合、会社確認の欄に会社名、所在地と確認した担当者の方の役職、氏名を記入してください。  
会社の確認は、主に、在職労働者が離職の際に、求職時の応募書類として活用するためのもので、可能な範囲で行ってください。なお、キャリア・プランニング時には必ずしも必要ありません。  
記録がない等により内容の確認ができない場合は、その理由等を「役職・氏名」欄に記入してください。
- 会社の状況に応じて、全ての期間を同一者が、又は期間ごとに異なる者が確認してください。
- 会社の確認が行われていない場合は、第1面のみを応募書類等として提出してください。
- 記入しきれないときは、適宜枠の数を増やす等により記入してください。
- 本シートは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをもって作成することができます。
- 必要があるときは、各欄を区分し、または各欄に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができます。

第十條 次に掲げる告示の規定中「三」を削る。  
 一 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程の一部改正  
 二 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程(平成二十一年厚生労働省告示第二百三十八号)様式第一号  
 (職務経歴等記録書の様式を定める件の全部を改正する件の一部改正)  
 第十一條 職務経歴等記録書の様式を定める件の全部を改正する件(平成三十年厚生労働省告示第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
 様式二(第二面)を次のように改める。